

医療扶助の適正実施について

当市では、医療扶助の適正実施のために、医療扶助受給者の実態把握（個別指導）を実施しています。過去の主な確認・指摘事項は下記の通りです。各医療機関におかれましては内容をご確認いただき、医療扶助を適正に実施していただきますようお願いいたします。

●過去の主な確認・指摘事項

- ・医療券が未発行の状態で診療報酬を請求している
- ・医療要否意見書が返送されていない、直近の治療内容や検査結果等の記載内容に不備がある
- ・診療報酬の算定要件の確認が漏れている
(地域包括診療加算の要件、在宅療養の指導時間、訪問診療の通院困難の理由、特定疾患療養管理料の対象疾患であるか 等)
- ・診療報酬の算定要件を満たしていないにもかかわらず、電子レセプトで自動算定されている
※算定要件を満たしていないレセプト請求は、過誤等のご対応をお願いします
- ・診療録への添付、記載が義務付けられている内容の添付記載が漏れている
(検査結果の所見、治療療養計画、患者への指導・説明の内容、往診理由 等)
- ・初診から直ちに入院した場合の明細書の取り扱い
(初診から直ちに入院した場合は、入院分のみの明細書に記載すること)

～個別指導の訪問先として選定された場合は、ご協力をお願いします～

個別指導とは、生活保護法による医療の給付を適正に行うために、市が指定医療機関を個別に訪問して指導を行うものです。具体的には、診療録その他の帳簿書類等を確認し、被保護者の医療給付に関する事務及び診療状況等について指導を行います。

訪問する指定医療機関は、診療報酬請求データやレセプトの分析結果等を総合的に勘案し決定します。個別指導を実施する際には、事前に市から通知をさせていただきます。

※以前にもお知らせしましたとおり、令和7年4月基金処理分から、医療券・調剤券が未発行の状態で請求されたレセプトは連絡なしで返戻させていただきます。また従来通り「受給者番号・氏名・生年月日・性別」に誤りの有るレセプトも従来通り連絡なしで返戻となります。

連絡先

姫路市健康福祉局 生活援護室 医療担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL 079-221-2100

FAX 079-221-2429